ャン」でねこの日。つかずはなれずマイペース、そんなねこ達が登場する本を集めました。ぜひご覧ください。

スポーツ

問合せ　文化スポーツ課　生涯学習担当　☎62－0824

◇◇◇◇◇◇ 参加者募集

「平成28年度卓球教室」受講者を募集します

日　程　3月12日(日)
時　間　9時～12時
場　所　嵐山町B&G海洋センターアリーナ
対　象　町内在住・在勤者
定　員　50人
持ち物　ラケット、体育館シューズ、運動のできる服装
費　用　500円（当日支払）
講　師　斎藤　清（埼玉工業大学職員）他
申込み　2月20日(月)～3月9日(木)
問合せ　安藤　☎62－9157

嵐山町ゴルフ連盟主催「ゴルフ教室」参加者を募集します

嵐山町ゴルフ連盟主催「ゴルフ教室」を開催いたします。皆さまのご参加をお待ちしております。初心者歓迎いたします。

講　師　三枝勝弥氏（JGRAプロフェショナル）
日　程　4月～12月の第1、第3土曜日（3か月×3クール）
　1クール　4月1日、15日、5月6日、20日
　2クール　6月3日、17日、7月1日、15日、8月5日、19日
　3クール　9月2日、16日、10月7日、21日、11月4日、18日、12月2日、16日
時　間　18時30分～20時30分
場　所　嵐山バイパスゴルフセンター
費　用　1クール2,000円
※ボール代は別途ご負担ください。
定　員　1クール10人（先着順）
申込み　3月18日(土)までに、電話もしくはFAX（住所、氏名、生年月日、性別、町内在勤者は勤務先を記入）にてお申し込みください。
申込み・問合せ　嵐山町ゴルフ連盟理事長・奥田祐三　☎62－5383　FAX62－3523

「第42回嵐山町ゴルフ連盟主催春季ゴルフ大会」参加者を募集します

「第42回嵐山町ゴルフ連盟主催春季ゴルフ大会」を開催いたします。皆さまのご参加をお待ちしております。

日　程　4月12日(水)
場　所　おおむらさきゴルフ倶楽部
競技方法　18ホール　ストロークプレー（新ペリア方式）
対　象　嵐山町ゴルフ連盟会員
費　用　15,580円（当日各自精算）
※乗用カート・キャディー付プレー費、昼食代、パーティー費、賞品代を含みます。
定　員　60人
申込期間　3月18日(土)～3月25日(土)
申込み・問合せ　嵐山町ゴルフ連盟理事長・奥田祐三　☎62－5383　FAX62－3523
その他　表彰式及びパーティに本人が欠席の場合は繰り上げ表彰とします。

◇◇◇◇◇◇ 大会結果

第41回嵐山町ゴルフ連盟主催秋季ゴルフ大会

日　程　11月15日(火)
場　所　森林公園ゴルフ倶楽部
優　勝　中島高正
準優勝　池浦　泉
第3位　桜井光雄
一般BG　佐久間孝光　79
シニアBG　中島高正　77
女子BG　奥田あつ子　91

第32回埼玉県小中高校生なぎなた大会

日　程　11月20日(日)
場　所　埼玉県立武道館
・中学生　演技競技
優　勝　青木由佳・土田藍子チーム
・中学生　試合個人
第3位　土田藍子

各種無料相談

次の相談で問合せ先のないものについては、地域支援課　人権・安全安心担当（☎62－2152）までお問い合せください。

迷惑相談

ご近所、仕事などでお困りの方、さまざまな相談を迷惑相談員がお受けします。
日　時　月～水曜日　8時30分～17時15分
場　所　役場2階　総務課内相談室　電話相談可

人権相談

人権侵害やいじめ、家庭内の問題などの相談がある方、人権擁護委員が相談をお受けします。
日　時　2月7日(火)　10時～15時
場　所　役場3階　総合相談室

行政相談

行政機関の行う仕事に対して要望がある方、行政相談委員が相談をお受けします。
日　時　2月8日(水)　13時30分～16時30分
場　所　役場3階　総合相談室
このほか、総務省関東管区行政評価局でも相談を受け付けています。

「行政苦情110番」☎0570－090－110

法律相談

日常生活上生じた法律的問題（相続、離婚、多額の借金など）について弁護士が相談をお受けします。
日　時　2月13日(月)　13時30分～15時50分
場　所　役場204会議室
予約制　先着7人

行政書士相談

行政書士が相談をお受けします。
日　時　2月16日(木)　10時～12時
場　所　役場3階　総合相談室

消費生活相談

商品やサービスの質、契約トラブルについての苦情や相談を受け、トラブルの解決のための助言を行っています。
日　時　毎週火・金曜日（祝日、年末年始は除く）　10時～12時、13時～16時
場　所　役場1階　消費生活相談室（企業支援課内）
問合せ　企業支援課　☎62－0720
※上記相談窓口のほか、消費生活支援センター川越（☎049－247－0888）でも相談を受け付けています。

消費生活相談について

平成29年4月1日より嵐山町、東松山市、滑川町、川島町、吉見町の1市4町で統合された東松山市消費生活センターで毎週月曜日から金曜日まで（祝日、12月29日～1月3日を除く）消費生活相談を受け付けます。
これに伴い週2回（火・金曜日）実施していました嵐山町消費生活相談は平成29年3月31日で廃止となります。
問合せ　企業支援課　☎62－0720

教育相談

幼児・小学生・中学生及びその保護者の教育に関する色々な悩みなどの相談に応じます。
日　時　毎週金曜日　15時～
場　所　役場3階　総合相談室
問合せ　こども課　学校教育担当　☎62－0823

人権相談（法務局）

日　時　毎週水曜日　9時～16時
場　所　さいたま地方法務局東松山支局
電話可、来庁可（予約不要）
問合せ　さいたま地方法務局東松山支局　☎22－0379

財務省関東財務局へご相談を！

金融関係のご相談をお受けします。
一人で悩まないで、迷わずご相談ください。相談は無料です。
○だまされないで！危ない投資勧誘！
☎048－613－3952
○電子マネー詐欺相談
☎048－600－1152
○多重債務相談
☎048－600－1113

消費者コーナー

消費生活センター（企業支援課内）
問合せ　☎62－0720（火・金曜日10時～12時・13時～16時）

消費者啓発参考情報「くらしの110番」トラブル情報

友人？知人？からの勧誘に注意

【事例1】
SNSで知り合った友人から食事に誘われた。食事中、「ネット通販で商品を転売して利益を得るシステムがあって、そのノウハウを教えてくれる人がいる」と言われ、突然その場に呼び出して紹介された。「ノウハウを知るには30万円のコンサルティング契約をしてほしい」と言われ、お金がないと断ると「消費者金融で借りられる。絶対もうかるから、すぐに返済できる」と連れ出され、その場で消費者金融から借金することになった。さらに契約後「友人を紹介すれば1人につき10万円もらえる」と言われた。結局、聞いていたような儲けもなく、友人も紹介できず、借金の返済だけが残ってしまった。

【事例2】
友人にSNSで何度もエステの体験コースを勧められ、信用しても大丈夫と思って店舗に出向き、体験後20万円のエステ契約を結んだ。担当者から「友人に紹介して、その人が体験をすれば数万円をあなたのエステ代金に還元する」と強引に誘われ、結局数人の友人にSNSで勧誘メールを送った。後日、体験に行った友人達から「断っているのに3時間も帰してもらえず契約せざるを得なかった。解約するから解約金はあなたが支払ってよ」と言われた。迷惑をかけたことが心苦しく、私も解約したい。
SNSで知り合った人や友人から「絶対もうかる」と誘われ、借金して契約を結んだが返済が苦しい、解約したいという相談があとを絶ちません。契約の対象は健康食品や布団、投資用DVD・USB・タブレット、ビジネスセミナーなど実に様々です。
また、「人を紹介したらマージンが得られる」などとして友人・知人を勧誘するように仕向け、被害を拡げることもあります。勧誘を受けた側は、友人・知人からの誘いということで「人間関係を壊したくない」などの思いから断れず、被害にあうケースが多く見受けられます。

【消費者へのアドバイス】
1．「絶対もうかる」ことはありません。
2．安易に借金しないようにしましょう。
3．SNSでの知人や友人からの勧誘ということで油断しがちですが、自分が勧誘することで友人に負債が生じる、友人もそのまた友人に負担をかける、という負の連鎖が発生する危険性を十分認識し、不審な勧誘はキッパリ断りましょう。
トラブルにあった場合には、局番なしの188（いやや！）でお近くの公的な相談窓口につながります。

NWECだより

ユネスコ無形文化遺産　細川紙でランプシェード作り

「細川紙」とは、楮（こう